日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債）

モニタリング基本計画

令和８年７月

【令和８年 10 月 改定版】

日進市 建設部 下水道課

目　　次

第 1 章　　総則 1
1.1　モニタリング基本計画書の位置付けと目的 1
1.1.1　位置付け 1
1.1.2　目的 1
1.2　モニタリング実施計画 1
1.2.1　セルフモニタリング実施計画書 1
1.2.2　モニタリング実施計画書 1
1.3　モニタリング体制 2
1.4　モニタリング対象業務 3
1.5　モニタリングの費用負担 4
1.6　モニタリング実施計画の変更 4
1.7　モニタリング結果の公表 4
第 2 章　　モニタリングの実施方法 5
2.1　モニタリングの基本的な考え方 5
2.2　モニタリングの方法 5
2.2.1　書類による確認 6
2.2.2　会議体による確認 7
2.2.3　実地確認 7
2.3　モニタリングの実施手順 8
2.3.1　維持管理のモニタリング 11
2.3.2　汚水管路改築工事及びコンサルタント業務のモニタリング 18
2.3.3　宅内排水設備のモニタリング 20
2.3.4　統括管理業務のモニタリング 21
第 3 章　　要求水準等の未達時の措置 22
3.1　基本的な考え方 22
3.2　要求水準等の未達時の措置のモニタリング 22
第 4 章　　事業終了時のモニタリング 23
4.1　基本的な考え方 23
4.2　確認の方法 23
4.2.1　書類による確認 23
4.2.2　会議体による確認 23
4.2.3　実地確認 23
4.3　モニタリングの方法 23

第1章　総則

1.1　モニタリング基本計画書の位置付けと目的

1.1.1　位置付け

本モニタリング基本計画書は、日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債）（以下「本事業」という。）の実施期間中において行うモニタリングについて、基本的な考え方及び内容を示すものである。

1.1.2　目的

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。）の趣旨に準じて選定された事業者が、事業契約にて定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準書に定められた基準及び事業提案書に記載された内容を安定的に充足すること（以下「事業契約等の履行」という）を確認する目的である。

1.2　モニタリング実施計画

モニタリングの実施にあたっては、本モニタリング基本計画書を基に、事業者は「セルフモニタリング実施計画書」を、本市は「モニタリング実施計画書」を作成し、当該実施計画に則してモニタリングを実施する。

1.2.1　セルフモニタリング実施計画書

事業者は、本モニタリング基本計画書の考え方を踏まえ、モニタリング実施計画書において規定される事項はもとより、要求水準の達成状況等を把握するにあたっての具体的な方法等を定めたセルフモニタリング実施計画書を作成する。

セルフモニタリング実施計画書は、事業契約書において定められた期日までに本市へ提出の上、承認を得るものとする。

1.2.2　モニタリング実施計画書

本市は、本モニタリング基本計画書に定められた事項を実現するため、以下の事項等を規定したモニタリング実施計画書を作成し、実施にあたる。

本市は、作成にあたり事業者と協議のうえ、事業者が作成したセルフモニタリング実施計画の内容を踏まえて以下の事項等について規定する。

① モニタリングを行う体制
② モニタリングの方法
③ モニタリングを行う時期
④ モニタリングの内容
⑤ モニタリングの確認様式

1.3　モニタリング体制

モニタリングは、次頁に示す「事業者によるセルフモニタリング」、「本市によるモニタリング」、「本市による第三者モニタリング」で構成される。

なお、事業期間中に、本事業の実施状況及び効果を評価する中間総合評価を実施する。

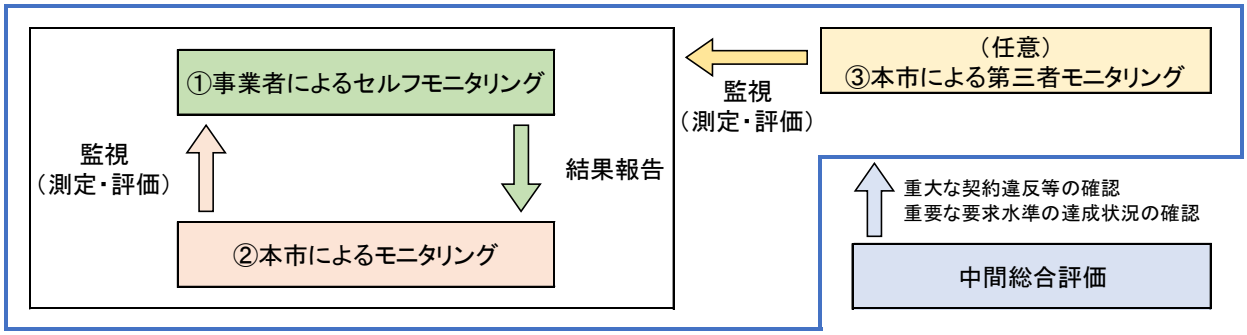


図　1.3.1　モニタリング体制

（１）事業者によるセルフモニタリング

事業者作成のセルフモニタリング実施計画書に基づき、本事業の履行状況が要求水準書の基準を遵守しているか、事業提案書に記載された内容に適合しているかについて、セルフモニタリングを実施し、結果について本市に報告する。

（２）本市によるモニタリング

本市によるモニタリングは、事業者によるセルフモニタリングの結果を踏まえ、事業者から提出された書類や会議体での報告及び実地確認を基にモニタリングを実施する。

（３）本市による第三者モニタリング（任意）

本市の任意で、本市によるモニタリングの補完や客観的・中立的なモニタリングの必要性に応じて実施する。

（４）中間総合評価

第Ⅰ期事業期間とは、事業開始から５箇年の期間をいい、第Ⅰ期事業期間終了時には、本市及び事業者が立会いのもと、中間総合評価を実施する。

中間総合評価は、事業契約書、要求水準書及び事業提案書に従い、主に以下の事項について確認するものとする。

① 重大な契約違反等の確認

② 重要な要求水準の達成状況の確認

なお、第Ⅰ期事業期間終了時から本事業終了時までの期間を第Ⅱ期事業期間という。

1.4　モニタリング対象業務

モニタリングの対象業務は、以下の業務内容及び事業終了時の引継等とする。

（１）公共下水道及び農業集落排水（処理場施設等）

・運転管理操作
・電気設備保守点検
・ユーティリティ調達管理
・保安管理
・消防設備点検
・緑地帯維持管理
・空調設備保守点検
・施設見学等対応
・水質等分析（計量証明）
・汚泥・し渣搬出、運搬・処分
・修繕
・その他の業務、その他の技術業務

（２）団地汚水処理（処理場施設等）

・保守点検
・運転管理操作
・水質等分析（計量証明）
・修繕
・汚泥・し渣搬出、運搬・処分
・事務
・その他の業務

（３）公共下水道（管路施設）

・日常的維持管理
・計画的維持管理
・汚水管路改築工事

（４）農業集落排水及び団地汚水処理（管路施設）

・日常的維持管理

（５）宅内排水設備

・現場検査

（６）コンサルタント業務

・ストックマネジメント実施方針策定（処理場施設等）
・ストックマネジメント計画策定（処理場施設等修繕改築計画）
・ストックマネジメント実施方針策定（管路施設）
・ストックマネジメント計画策定（管路施設修繕改築計画）
・改築実施設計（管路施設）
・維持管理計画策定（管路施設）
・維持管理計画策定（処理場施設等）
・事業マネジメント

（７）統括管理業務

・統括管理
・情報管理
・その他関連業務

1.5　モニタリングの費用負担

事業者によるセルフモニタリングに要する費用については、事業者が負担する。

本市によるモニタリング及び本市による第三者モニタリングに要する費用については、本市が負担する。

中間総合評価に要する費用については、本市が負担する。ただし、事業者に係る参加者の費用は事業者が負担する。

1.6　モニタリング実施計画の変更

モニタリング実施計画書は、要求水準書又は事業契約が変更された場合、その他業務内容の変更等により特に必要と認められた場合に変更を行う。

また、本事業の事業期間中及び事業期間完了後に、モニタリングを実施していく上での問題点等の検証を行い、適宜の見直しにより手法の確立を図る。

1.7　モニタリング結果の公表

本市は、本市によるモニタリングの結果については、必要に応じて本市のホームページにおいて公表する。

事業者は、本市の公表に協力するものとする。

第2章　モニタリングの実施方法

2.1　モニタリングの基本的な考え方

モニタリングは、本事業の目的達成のために実施する各業務が要求水準を満たして適切に実施されているか、要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているか、事業者が提案した内容が適切に実施されているかなど、各業務の遂行状況及び事業契約の履行の確認を目的として行う。

2.2　モニタリングの方法

事業者は、各業務に対しセルフモニタリングを実施のうえ、当該結果について取りまとめた書類を本市に提出する。

本市は、提出された書類をもとに各業務の遂行状況をモニタリングし、結果に応じて必要な措置を講ずる。

本市は、書類による確認では不十分であると認められた場合等、現地確認を行うことがある。

2.2.1　書類による確認

書類による確認については、表 2.2.1 に示す書類を基本とし、セルフモニタリング実施計画書において具体化する。

事業者は、業務の遂行状況及び事業契約等の履行状況を自ら確認のうえ、書類を本市に提出して確認等を受ける。

表 2.2.1　モニタリングに係る提出書類（案）

区分	提出書類	時期	行為
計画書	第Ⅰ期５箇年事業実施計画書	第Ⅰ期事業期間開始前、変更時	承諾
	第Ⅱ期５箇年事業実施計画書	第Ⅱ期事業期間開始前、変更時	〃
	年間事業実施計画書	毎事業年度開始前、変更時	〃
	第Ⅰ期５箇年修繕計画書	第Ⅰ期事業期間開始前、変更時	〃
	第Ⅱ期５箇年修繕計画書	第Ⅱ期事業期間開始前、変更時	〃
	年間修繕計画書	毎事業年度開始前、変更時	〃
	緊急時対応計画書	第Ⅰ期事業期間開始前、変更時	〃
	危機管理マニュアル	第Ⅰ期事業期間開始後速やかに	〃
	セルフモニタリング実施計画書	第Ⅰ期事業期間開始前、変更時	承認
報告書	業務日報	毎月業務終了時	確認
	月間業務報告書	毎月業務終了時	〃
	年間業務報告書	毎年度業務終了時	〃
	セルフモニタリング実施報告書	毎月業務終了時	〃
	SPC の運営状況に関する報告書	毎年度業務終了時	〃
	緊急対応報告書	随時	〃
その他	表 4.2.1 に示す事業終了時の引継ぎ等に関する提出書類	表 4.2.1 に示す提出時期	〃

※なお、提出書類及び時期は、事業者と本市で協議、調整し、設定する。

※上表に掲げる書類の提出時期について、事業契約に特段の規定がある場合は、当該規定に従い提出すること。

2.2.2　会議体による確認

（１）会議体の設置

本市と事業者は、表 2.2.2 に示す会議体を設置する。

本市はこれらの会議体等の開催を通じて、業務進捗状況、要求水準書及び事業提案書等の充足状況、財務状況、課題等を確認し、対応方針について事業者と協議を行う。

なお、本市又は事業者が必要と認める場合は、本市と事業者は、当該会議体によらず、随時、別途会議体を設けるものとする。

事業者は当該会議体のほか、日進市議会等において、本市がモニタリング等を行う場合、本市に必要な協力を行うものとする。

表 2.2.2　設置する会議体の概要（案）

会議体名	議題	頻度
定例業務報告会	・業務進捗状況、要求水準書及び事業提案書等の充足状況の確認 ・課題及び対応方針等の確認 ・事業に関する取組状況の確認（環境への配慮、地域貢献、プロフィットシェア、コスト縮減、施設・設備の延命化への取組等）	１回/３か月
年度事業報告会	・事業結果（業務実施結果、要求水準書及び事業提案書等の充足状況、SPC の運営状況）の確認 ・課題及び対応方針、解決方法等の確認 ・次年度事業計画の確認	１回/１年
中間総合評価報告会	・重要な契約違反等の確認 ・重要な要求水準の達成状況の確認	１回/５年

※頻度は、事業者と本市で協議、調整し、設定する。

2.2.3　実地確認

（１）修繕、汚水管路改築工事及びコンサルタント業務を除く業務の現地における確認

書類及び会議体における確認の結果、本市が必要と判断した場合、又は事業者が現地確認を要請した場合、本市は現地における確認を行う。事業者は本市の現地における確認に必要な協力を行う。

（２）修繕及び汚水管路改築工事の現地における確認

本市は、立会が必要とされている場合、その他施工の各段階で本市が必要と判断したときには、修繕及び汚水管路改築工事の実施内容が設計図書、要求水準に従っているか、現地における確認を行う。

本市が現地における確認を行う場合には、事業者は立ち会うものとする。なお、その際、本市は、必要に応じて、検査のため施工部分を最小限度破壊し、品質及び性能の確認を行うことができる。その確認又は復旧にかかる費用は、事業者の負担とし、当該検査又は復旧に要した本市及び事業者の人件費は、各自の負担とする。

2.3　モニタリングの実施手順

事業者がセルフモニタリングで確認すべき事項及びこれに対し本市がモニタリングで確認する事項の概要は、表 2.3.1 から表 2.3.3 に示すとおりである。

事業者は、本市によるモニタリング受検のため、表 2.3.1 から表 2.3.3 の報告事項欄に記載の書類を作成し本市に提出するものとする。

表 2.3.1　モニタリングで確認する事項の概要（事業契約締結後から第Ｉ期事業期間）

時点	報告事項	確認内容
事業契約締結後から第Ｉ期事業期間開始前	・第Ｉ期５箇年事業実施計画のうち実施体制に関するもの	・提案された事業計画を実施できる体制が整っているかを確認する。
	・第Ｉ期５箇年事業実施計画 ・第Ｉ期５箇年修繕計画 ・年間事業実施計画（第Ｉ期事業期間初年度分） ・年間修繕計画（第Ｉ期事業期間初年度分） ・緊急時対応計画 ・危機管理マニュアル	・主要事項について、事業契約及び要求水準を満たすことができる計画か確認する。
	・セルフモニタリング実施計画	・セルフモニタリング実施計画書の内容がモニタリング基本計画書に沿っているか等を確認する。
第Ｉ期事業期間中	・年間事業実施計画（年度当初） ・年間修繕計画（年度当初）	・第Ｉ期５箇年事業実施計画及び第Ｉ期５箇年修繕計画に基づいた計画となっているかを確認する。
	・事業実施結果 ・セルフモニタリング実施結果	・年間事業実施計画及び年間修繕計画に沿って事業が行われているか、事業契約及び要求水準を満たすことができているか等を確認する。 ・なお、対象施設ごとの事業実施結果の確認内容は、表2.3.4から表2.3.15に掲げる内容を標準とする。
	・統括管理業務の状況	・業務の実施体制を確認する。 ・委託業務及び工事発注の状況を確認する。 ・工事監督の対応状況を確認する。 ・技術管理･危機管理･環境対策･地域貢献の取組み状況を確認する。
	・SPCの運営状況及び財務状況	・SPCの運営状況及び財務状況を確認する。
	・緊急対応（随時）	・必要な情報が全て記載されているか、適切な対応であったか等を確認する。

表 2.3.2　モニタリングで確認する事項の概要（第Ⅱ期事業期間）

時点	報告事項	確認内容
第Ⅱ期事業期間開始前	・第Ⅱ期５箇年事業実施計画 のうち実施体制に関するもの	・提案された事業計画を実施できる体制が整っているかを確認する。
	・第Ⅱ期５箇年事業実施計画 ・第Ⅱ期５箇年修繕計画 ・年間事業実施計画 （第Ⅱ期事業期間初年度分） ・年間修繕計画 （第Ⅱ期事業期間初年度分）	・主要事項について、事業契約及び要求水準を満たすことができる計画か確認する。
第Ⅱ期事業期間中	・年間事業実施計画（年度当初） ・年間修繕計画（年度当初）	・第Ⅱ期５箇年事業実施計画及び第Ⅱ期５箇年修繕計画に基づいた計画となっているかを確認する。
	・事業実施結果 ・セルフモニタリング実施結果	・年間事業実施計画及び年間修繕計画に沿って事業が行われているか、事業契約及び要求水準を満たすことができているか等を確認する。 ・なお、対象施設ごとの事業実施結果の確認内容は、表2.3.4から表2.3.15に掲げる内容を標準とする。
	・統括管理業務の状況	・業務の実施体制を確認する。 ・委託業務及び工事発注の状況を確認する。 ・工事監督の対応状況を確認する。 ・技術管理･危機管理･環境対策･地域貢献の取組み状況を確認する。
	・SPCの運営状況及び財務状況	・SPCの運営状況及び財務状況を確認する。
	・緊急対応（随時）	・必要な情報が全て記載されているか、適切な対応であったか等を確認する。

表 2.3.3　モニタリングで確認する事項の概要（中間総合評価及び事業期間終了時）

時点	報告事項	確認内容
中間総合評価 （第Ⅰ期終了時）	・ 要求水準書に規定する水質項目及び点検状況等に係る年度ごとの達成率	・ 各種報告書への重大な虚偽記載、第三者に損害を与える契約不適合、重大な法令違反、不正又は不誠実な行為及び指名停止等措置の対象となる行為がないか等を確認する。 ・ 水質項目及び点検状況等の達成状況について、事業期間を通じた達成度を確認する。
事業期間終了時	・ 要求水準書に規定する水質項目及び点検状況等に係る年度ごとの達成率	・ 各種報告書への重大な虚偽記載、第三者に損害を与える契約不適合、重大な法令違反、不正又は不誠実な行為及び指名停止等措置の対象となる行為がないか等を確認する。 ・ 水質項目及び点検状況等の達成状況について、事業期間を通じた達成度を確認する。
	・ 事業終了時既存施設等健全性確認報告書 ・ 業務引継書 ・ その他市が必要とする書類等	・ 引継時の施設機能や書類が整理されているか確認する。
その他	・ 本市が必要とする資料（随時）	－

2.3.1　維持管理のモニタリング

維持管理のモニタリングの対象となる業務は、「1.4 モニタリング対象業務」のうち、以下の業務である。

・（1）公共下水道及び農業集落排水（処理場施設等）
・（2）団地汚水処理（処理場施設等）
・（3）公共下水道（管路施設）　※汚水管路改築工事を除く
・（4）農業集落排水及び団地汚水処理（管路施設）

維持管理のモニタリングについて、事業者がセルフモニタリングで確認すべき事項及びこれに対し本市がモニタリングで確認する事項の概要は、表 2.3.4 から表 2.3.11 に示すとおりである。

なお、表 2.3.4 から表 2.3.11 には、事業者が本市に提出する事業実施結果（月間、年間）の標準的な事項を示す。

モニタリング方法についての詳細は、事業者の提案により異なることも想定されるため、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画書において確定する。

表 2.3.4　事業実施結果（月間）の標準的な確認事項及び確認内容：
公共下水道及び農業集落排水（処理場施設等）

対象施設	対象業務	確認内容	備考
公共下水道 及び農業集落排水 （処理場施設等）	全般	年間事業実施計画書で当該月に計画した業務ごとの実施状況	計画された各業務実績の記載があること
		計画外業務の実施状況	当該月に計画外業務を実施したときは、その実績が記載されていること
	運転管理操作	当該月の運転管理の状況	記載があること
		運転データ（月報）	定められた当該データの記載があること
		その他運転管理上のデータの詳細	その他データの実績があるときは、そのデータが記載されていること
	電気設備保守点検	当該月の保守点検の状況	記載があること
	ユーティリティ 調達管理	当該月の管理状況	記載があること
		購入および使用量データ（月報）	定められた当該データの記載があること
	保安管理	当該月の保安管理の状況	記載があること
	消防設備点検	当該月の点検の状況	記載があること
	緑地帯維持管理	当該月の緑地帯維持管理の状況	記載があること
	空調設備保守点検	当該月の保守点検の状況	記載があること
	施設見学等対応	当該月の施設見学等対応の状況	記載があること
	水質等分析 （計量証明）	水処理プロセスごとの水質分析データ	定められた当該データの記載があること
		汚泥分析に関するデータの詳細	定められた当該データの記載があること
		その他分析に関するデータの詳細	その他分析の実績があるときは、そのデータが記載されていること
	汚泥・し渣搬出、 運搬・処分	当該月の運搬・処分の状況	記載があること
		運搬・処分データ（月報）	定められた当該データの記載があること
	修繕	年間修繕計画書で当該月に計画した修繕実施状況	計画された修繕実績が記載されていること
		計画外業務の修繕実施状況	当該月に計画外業務を実施したときは、その実績が記載されていること
	その他の業務、 その他の技術業務	その他業務実施に関する内容	その他実績の確認

表 2.3.5　事業実施結果（月間）の標準的な確認事項及び確認内容：
団地汚水処理（処理場施設等）

対象施設	対象業務	確認内容	備考
団地汚水処理（処理場施設等）	全般	年間事業実施計画書で当該月に計画した業務ごとの実施状況	計画された各業務実績の記載があること
		計画外業務の実施状況	当該月に計画外業務を実施したときは、その実績が記載されていること
	保守点検	当該月の保守点検の状況	記載があること
	運転管理操作	当該月の運転管理の状況	記載があること
		運転データ（月報）	定められた当該データの記載があること
		その他運転管理上のデータの詳細	その他データの実績があるときは、そのデータが記載されていること
	水質等分析（計量証明）	水処理プロセスごとの水質分析データ	定められた当該データの記載があること
		その他分析に関するデータの詳細	その他分析の実績があるときは、そのデータが記載されていること
	汚泥・し渣搬出、運搬・処分	当該月の運搬・処分の状況	記載があること
		運搬・処分データ（月報）	定められた当該データの記載があること
	修繕	年間修繕計画書で当該月に計画した修繕実施状況	計画された修繕実績が記載されていること
		計画外業務の修繕実施状況	当該月に計画外業務を実施したときは、その実績が記載されていること
	事務	当該月の事務の状況	記載があること
	その他の業務	その他業務実施に関する内容	その他実績の確認

表 2.3.6　事業実施結果（月間）の標準的な確認事項及び確認内容：公共下水道（管路施設）

対象施設	対象業務	確認内容	備考
公共下水道（管路施設）	全般	年間事業実施計画書で当該月に計画した業務ごとの実施状況	計画された各業務実績の記載があること
		計画外業務の実施状況	当該月に計画外業務を実施したときは、その実績が記載されていること
	日常的維持管理	当該月の維持管理の状況	記載があること
	計画的維持管理	当該月の維持管理の状況	記載があること

表 2.3.7　事業実施結果（月間）の標準的な確認事項及び確認内容：
農業集落排水及び団地汚水処理（管路施設）

対象施設	対象業務	確認内容	備考
農業集落排水及び団地汚水処理（管路施設）	全般	年間事業実施計画書で当該月に計画した業務ごとの実施状況	計画された各業務実績の記載があること
		計画外業務の実施状況	当該月に計画外業務を実施したときは、その実績が記載されていること
	日常的維持管理	当該月の維持管理の状況	記載があること

表 2.3.8　事業実施結果（年間）の標準的な確認事項及び確認内容：
公共下水道及び農業集落排水（処理場施設等）

対象施設	対象業務	確認内容	備考
公共下水道 及び農業集落排水 （処理場施設等）	全般	年間事業実施計画書で当該年度に計画した業務ごとの実施状況	計画された各業務実績の記載があること
		計画外業務の実施状況	当該年度に計画外業務を実施したときは、その実績が記載されていること
	運転管理操作	当該年度の運転管理の状況	記載があること
		運転データ（年報）	定められた当該データの記載があること
		その他運転管理上のデータの詳細	その他データの実績があるときは、そのデータが記載されていること
	電気設備保守点検	当該年度の保守点検の状況	記載があること
	ユーティリティ 調達管理	当該年度の管理状況	記載があること
		購入および使用量データ（年報）	定められた当該データの記載があること
	保安管理	当該年度の保安管理の状況	記載があること
	消防設備点検	当該年度の点検の状況	記載があること
	緑地帯維持管理	当該年度の緑地帯維持管理の状況	記載があること
	空調設備保守点検	当該年度の保守点検の状況	記載があること
	施設見学等対応	当該年度の施設見学等対応の状況	記載があること
	水質等分析 （計量証明）	水処理プロセスごとの水質分析データ	定められた当該データの記載があること
		汚泥分析に関するデータの詳細	定められた当該データの記載があること
		その他分析に関するデータの詳細	その他分析の実績があるときは、そのデータが記載されていること
	汚泥・し渣搬出、 運搬・処分	当該年度の運搬・処分の状況	記載があること
		運搬・処分データ（年報）	定められた当該データの記載があること
	修繕	年間修繕計画書で当該年度に計画した修繕実施状況	計画された修繕実績が記載されていること
		計画外業務の修繕実施状況	当該年度に計画外業務を実施したときは、その実績が記載されていること
	その他の業務、 その他の技術業務	その他業務実施に関する内容	その他実績の確認

表 2.3.9　事業実施結果（年間）の標準的な確認事項及び確認内容：
団地汚水処理（処理場施設等）

対象施設	対象業務	確認内容	備考
団地汚水処理（処理場施設等）	全般	年間事業実施計画書で当該年度に計画した業務ごとの実施状況	計画された各業務実績の記載があること
		計画外業務の実施状況	当該年度に計画外業務を実施したときは、その実績が記載されていること
	保守点検	当該年度の保守点検の状況	記載があること
	運転管理操作	当該年度の運転管理の状況	記載があること
		運転データ（年報）	定められた当該データの記載があること
		その他運転管理上のデータの詳細	その他データの実績があるときは、そのデータが記載されていること
	水質等分析（計量証明）	水処理プロセスごとの水質分析データ	定められた当該データの記載があること
		その他分析に関するデータの詳細	その他分析の実績があるときは、そのデータが記載されていること
	汚泥・し渣搬出、運搬・処分	当該年度の運搬・処分の状況	記載があること
		運搬・処分データ（年報）	定められた当該データの記載があること
	修繕	年間修繕計画書で当該年度に計画した修繕実施状況	計画された修繕実績が記載されていること
		計画外業務の修繕実施状況	当該年度に計画外業務を実施したときは、その実績が記載されていること
	事務	当該年度の事務の状況	記載があること
	その他の業務	その他業務実施に関する内容	その他実績の確認

表 2.3.10　事業実施結果（年間）の標準的な確認事項及び確認内容：公共下水道（管路施設）

対象施設	対象業務	確認内容	備考
公共下水道（管路施設）	全般	年間事業実施計画書で当該年度に計画した業務ごとの実施状況	計画された各業務実績の記載があること
		計画外業務の実施状況	当該年度に計画外業務を実施したときは、その実績が記載されていること
	日常的維持管理	当該年度の維持管理の状況	記載があること
	計画的維持管理	当該年度の維持管理の状況	記載があること

表 2.3.11　事業実施結果（年間）の標準的な確認事項及び確認内容：
農業集落排水及び団地汚水処理（管路施設）

対象施設	対象業務	確認内容	備考
農業集落排水及び団地汚水処理（管路施設）	全般	年間事業実施計画書で当該年度に計画した業務ごとの実施状況	計画された各業務実績の記載があること
		計画外業務の実施状況	当該年度に計画外業務を実施したときは、その実績が記載されていること
	日常的維持管理	当該年度の維持管理の状況	記載があること

2.3.2　汚水管路改築工事及びコンサルタント業務のモニタリング

汚水管路改築工事及びコンサルタント業務の対象となる業務は、「1.4 モニタリング対象業務」のうち、以下の業務である。

・（3）公共下水道（管路施設）のうち、汚水管路改築工事
・（6）コンサルタント業務

汚水管路改築工事及びコンサルタント業務について、事業者がセルフモニタリングで確認すべき事項及びこれに対し本市がモニタリングで確認する事項の概要は、表 2.3.12 から表 2.3.13 に示すとおりである。

なお、表 2.3.12 から表 2.3.13 には、事業者が本市に提出する事業実施結果の標準的な事項を示す。

モニタリング方法についての詳細は、事業者の提案により異なることも想定されるため、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画書において確定する。

表 2.3.12　事業実施結果の標準的な確認事項及び確認内容：汚水管路改築工事

対象施設	対象業務	確認内容	備考
公共下水道 （管路施設）	汚水管路改築工事	施工計画書	改築工事の施工内容を具体的に示した図書の確認
		監理技術者資格者証	監理技術者の設置に係る事実確認を証する書類の確認
		許認可等の取得を証する書類	改築工事に必要となる許認可等が取得できていることを証する書類の確認
		工事工程表	工事工程の作成状況、進捗状況の確認
		成果品	検査による成果品一式の確認
			要求水準等への適合確認

表 2.3.13　事業実施結果の標準的な確認事項及び確認内容：コンサルタント業務

対象施設	対象業務	確認内容	備考
公共下水道 （処理場施設等） （管路施設）	コンサルタント業務	業務計画書	実施方針、業務工程、実施体制、打合せ計画等の確認
		協議資料	主要な協議資料、議事録の確認
		成果品	検査による成果品一式の確認
			要求水準等への適合確認
		照査報告書	設計成果品の品質確保に関する取組状況（設計レビュー、数量の照合等）の確認

（１）検査によるモニタリング

日進市検査要領に準じた検査の受検によりモニタリングを実施する。

（２）汚水管路改築工事の段階確認

事業者は、週間・月間の工程表の作成状況を報告する

事業者は、定期的に（原則、月１に１回）工事施工及び工事監理の状況について報告を行うとともに、出来高検査が行われた時は報告する。

また、本市が要請した時は、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに、本市はいつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

2.3.3　宅内排水設備のモニタリング

宅内排水設備のモニタリングの対象となる業務は、「1.4 モニタリング対象業務」のうち、以下の業務である。

・（5）宅内排水設備

宅内排水設備のモニタリングについて、事業者がセルフモニタリングで確認すべき事項及びこれに対し本市がモニタリングで確認する事項の概要は、表 2.3.14 に示すとおりである。

モニタリング方法についての詳細は、事業者の提案により異なることも想定されるため、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画書において確定する。

表 2.3.14　宅内排水設備のモニタリングで確認する事項の概要

対象施設	対象業務	確認内容	備考
宅内排水設備	現場検査	現場検査の状況	現場検査に関する書類の確認

2.3.4　統括管理業務のモニタリング

統括管理業務の対象となる業務は、「1.4 モニタリング対象業務」のうち、以下の業務である。

・（7）統括管理業務

統括管理業務のモニタリングについて、事業者がセルフモニタリングで確認すべき事項及びこれに対し本市がモニタリングで確認する事項の概要は、表 2.3.15 に示すとおりである。

モニタリング方法についての詳細は、事業者の提案により異なることも想定されるため、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画書において確定する。

表 2.3.15　事業実施結果の標準的な確認事項及び確認内容：統括管理業務

対象施設	対象業務	確認内容	備考
統括管理業務	統括管理	統括管理の状況	実施体制、事業の進捗状況の確認
		業務計画書及び報告書の作成状況	記載があること
		委託業務及び工事の発注状況	積算根拠の確認 発注先の選定方法の確認
		工事監督の状況	汚水管路改築工事に関連する書類について、提出の有無や内容、報告状況の確認
		技術管理･危機管理･環境対策･地域貢献の状況	技術管理･危機管理･環境対策･地域貢献の取組み状況の確認
	情報管理	情報管理の状況	情報管理の取組み状況の確認
	中間総合評価	中間総合評価の実施状況	中間総合評価を実施したときは、その記載があること
	その他関連業務	その他関連業務に関する内容	その他業務の確認

第3章　要求水準等の未達時の措置

3.1　基本的な考え方

本市は、モニタリングの結果、「本事業の履行状況、要求水準書等の達成状況が芳しくない」（以下「要求水準等の未達」という。）と判明したときは、事業者に対して是正を求め、是正が認められない場合は、サービス対価の減額、支払停止又は事業契約解除の措置を行うことができる。

なお、要求水準等の未達の場合の措置の詳細については、「要求水準書 別紙５」に示す。

3.2　要求水準等の未達時の措置のモニタリング

要求水準等の未達時の措置の終了後は、手続の妥当性の確認及び再発防止を目的として、要求水準等の未達時の措置のモニタリングを実施する。

当該モニタリングは、要求水準等の未達時の措置の終了後、速やかに書類又は会議体による確認を実施する。

当該モニタリングは、表 3.2.1 に示す事項について、本市及び事業者の双方で確認する。

なお、モニタリング方法の詳細については、事業者の提案により異なることが想定されるため、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画書において確定する。

表 3.2.1　要求水準等の未達時の措置のモニタリングで確認する事項の概要

時点	報告事項	確認内容
要求水準等 の未達時の措置後	・ 要求水準等の未達における手続のフロー	・ フローどおりに手続が行われたかを確認する。
	・ 未達の確認、報告	・ 報告日時、報告経路、報告内容等を確認し、報告が適切に行われていたかを確認する。 ・ 本市による改善勧告が、必要な場面において適切に行われたかを確認する。
	・ サービス対価の減額	・ 本市による「やむを得ない事態」の判断が適切に行われていたかを確認する。 ・ 本市による事前通知及び弁明の機会の付与が、必要な場面において適切に行われたかを確認する。
	・ 改善期間、改善計画書の提出	・ 改善計画書の内容及び提出状況が適切であったかを確認する。 ・ 改善状況の報告が行われていたかを確認する。
	・ サービス対価の支払停止 ・ 契約解除、違約金	・ 本市による事前通知及び弁明の機会の付与が、必要な場面において適切に行われたかを確認する。
	・ その他	・ 再発防止の観点から、類似事案の有無及び維持管理方法の見直し等について確認する。

第4章　事業終了時のモニタリング

4.1　基本的な考え方

事業者は、要求水準書に定めるとおり、事業終了時既存施設等健全性確認報告書及び業務引継書を作成し、本市に提出する。

本市は、事業終了時既存施設等健全性確認報告書及び業務引継書の内容について確認し、必要に応じて、会議体や現地における確認も実施する。

4.2　確認の方法

4.2.1　書類による確認

事業者は、本事業終了に際して表 4.2.1 に示す提出書類を本市に提出して確認を受ける。

表 4.2.1　事業終了時のモニタリングに係る書類

提出書類	提出時期
事業終了時既存施設等健全性確認報告書	事業期間終了日の60日前まで
業務引継書	事業期間終了日まで （暫定版は事業期間終了日の180日前まで）
その他本市が必要とする書類等	事業期間終了日まで

4.2.2　会議体による確認

本市と事業者は、施設機能確認や技術指導、引継等に必要となる協議を適宜実施する。

4.2.3　実地確認

書類及び会議体における確認の結果、本市が必要と判断した場合、又は事業者が現地確認を要請した場合、本市は現地における確認を行う。事業者は、本市の現地における確認に必要な協力を行う。

4.3　モニタリングの方法

本市及び事業者は、書類及び会議体における決定事項に基づき、モニタリングを行う。